



神奈川県連合町内会自治会連絡協議会
(4月定例会)



日時：令和6年4月18日（木）午後1時30分から

1 佐藤会長あいさつ

2 鈴木区長あいさつ

3 警察・消防 定例報告

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川消防署)

4 議題

- (1) 令和6年度日本赤十字社会費の募集について
【協力依頼】(神奈川区社会福祉協議会)
- (2) 横浜市の公園を禁煙にすることへの市民意見募集実施について
【市民意見募集】(みどり環境局公園緑地管理課)
- (3) 消費生活情報「よこはまぐらしナビ」について
【掲出依頼】(経済局消費経済課)
- (4) 令和6年度初期消火器具整備費補助事業について
【事業説明】(神奈川消防署総務・予防課)
- (5) 「みんなで備える防災のススメ」の開催について
【情報提供】(総務課・区政推進課)
- (6) 令和6年度全国瞬時警報システム（Jアラート）全国一斉情報伝達試験の実施日程について
【情報提供】(総務課)

- (7) 令和6年度神奈川区共助推進事業補助金について
【情報提供】(総務課)
- (8) 「緊急時情報受伝達システム」の登録情報の更新について
【協力依頼】(総務課)
- (9) GREEN×EXPO 2027 の広報チラシの掲示について
【掲出依頼】(区政推進課)
- (10) GREEN×EXPO 2027 の進捗状況について 【情報提供】(区政推進課)
- (11) 神奈川区・横浜市保健活動推進員だよりについて
【情報提供・掲出依頼】(福祉保健課)
- (12) 令和5年度燃やすごみ量実績(速報値)について
【情報提供】(地域振興課 資源化推進担当)
- (13) 令和6年度「3R・きれいなまちづくり」神奈川区推進功労者の推薦
について 【推薦依頼】(地域振興課 資源化推進担当)
- (14) 令和7年度自治会町内会館整備費補助について
【事業説明】(地域振興課)
- (15) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金における訪問アドバイザー
派遣及び補助対象となる会館の拡大について【事業説明】(地域振興課)
- (16) 自治会町内会加入促進用リーフレットについて
【情報提供】(地域振興課)
- (17) 令和6年度はたふり誘導講習会(道路局主催)への参加者募集につい
て 【情報提供】(地域振興課)
- (18) 神奈川区スポーツ協会総会の開催について
【出席依頼】(神奈川区スポーツ協会事務局)

※（２）・（４）・（９）・（１０）・（１２）・（１４）・（１５）・（１６）は、市連会からの議題です。

《 ５ 月定例スケジュール 》

（地域振興課）

・ 令和 6 年度区連会総会の開催について

◇日 時：令和 6 年 5 月 10 日（金）午後 2 時～

◇場 所：神奈川区役所 本館 5 階大会議室

・ 5 月区連定例会の開催について

◇日 時：令和 6 年 5 月 17 日（金）午後 1 時 30 分～

◇場 所：神奈川区役所 本館 5 階大会議室

・ 5 月の配送便（白袋）について

5 月の配送便は 5 月 25 日（土）までに送付予定です。

1 令和6年度日本赤十字社会費の募集について

協力依頼

令和6年5月からの日本赤十字社会費募集につきまして、本年も昨年同様実施いたしたく各自治会町内会のご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、赤十字会費募集関係資材（議案書・チラシ・ポスター等）を各自治会町内会へ区社協から直送いたしますので、ポスターの掲示等ご協力賜りますよう重ねてお願い申し上げます。資材の発送は4月下旬を予定しております。

令和5年6月に実施しました配布希望数アンケートにて資材発送先を会長宅とされている場合、区役所へ3月末時点でご報告いただいている会長のご自宅へ送付させていただきます。会長が交代されている場合、お手数ですが、新会長へお渡しいただきますようお願い申し上げます。

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会 担当：菅原・後藤 電話：311-2014 FAX：313-2420

2 横浜市の公園を禁煙にすることへの市民意見募集実施について

市民意見
募 集

受動喫煙対策の取組として横浜市公園条例の中に、公園における禁止行為として「喫煙」を加え、「公園内禁煙化」を検討しています。検討にあたりパブリックコメントを実施いたしますので、情報提供をさせていただきます。

※資料提供は連長までです。

【問合せ先】

みどり環境局 公園緑地管理課 担当：入本 電話：671-2642 FAX：550-3916

3 消費生活情報「よこはま暮らしナビ」について

掲出依頼

よこはま暮らしナビ「月次リポート」は、ご高齢の方が多い被害事例や季節ごとに注意すべき事項について、地域の方がご覧になった際、分かり易いよう具体的で簡潔な言葉で記載したちらしです。

SNS やホームページ等の情報伝達手段になじみのない方々でも、身近な消費者被害についての情報を知る有効な手段となりますので、改めてご協力いただけますようお願いいたします。

区連会定例会が休会となる 8 月と 12 月を除いて、毎月、配送便にてお送りいたしますので可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

※ 4 月配送便で 5 月号をお送りいたします。

【問合せ先】

経済局 消費経済課 担当：新田・中川 電話：671-2584 FAX：664-9533

4 令和 6 年度初期消火器具整備費補助事業について

事業説明

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

つきましては、4 月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を 1 部お送りいたします。

各自治会・町内会で申請を行う場合は、神奈川消防署にご相談のうえ、申請書類を作成し、9 月 30 日（月）までに申請を行ってください。

◇事業期間：令和 6 年 4 月 1 日（月）から 9 月 30 日（月）まで

【問合せ先】

神奈川消防署 総務・予防課 担当：飯島・西岡・皆川 電話：316-0119 FAX：316-0119

5 「みんなで備える防災のススメ」の開催について

情報提供

この度、神奈川区役所において自治会・町内会等の役員や防災担当の方を対象に、神奈川区の地震火災の被害想定や市で設置している地震火災対策に関する各種補助制度をまとめて紹介するセミナーを開催します。また、セミナー後半には、ご希望の方を対象とした個別相談会を実施します。

元日に発生した能登半島地震では、多くの建物が倒壊や火災の被害を受けました。ぜひ補助制度等をご活用いただき、自治会・町内会における更なる防災力の向上のきっかけにしてください。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに各チラシと申込書をお送りいたします。各会3部同封しますので、役員や防災担当の方へご共有をお願いします。

【概要】

- ◇日 時 令和6年6月7日（金） 午後6時30分から午後8時30分まで
令和6年6月8日（土） 午前10時から午前12時まで
※両日とも同じ内容となります。
- ◇場 所 神奈川区役所 本館5階大会議室
- ◇申込方法 郵送・FAX・電子申請
- ◇申込先 以下【問合せ先】いずれかにご提出ください。

【問合せ先】

- 総務課 担当：奥田・河合 電話：411-7004 FAX：324-5904
- 区政推進課 担当：近藤・鈴木 電話：411-7028 FAX：314-8890

6 令和6年度全国瞬時警報システム（Jアラート）全国一斉情報伝達試験の実施日程について

情報提供

横浜市では、災害時における情報伝達手段のさらなる充実のため、Jアラートの緊急情報などを放送する「防災スピーカー」を設置しています。

※Jアラートとは、国民保護情報、緊急地震速報、津波情報などの緊急情報を、国から人工衛星を通じて瞬時にお伝えするシステムです。

総務省消防庁等がJアラートを用いて、試験情報の受信及びスピーカーの起動を確認する目的で、防災スピーカーから訓練放送が流れる訓練を今年度中に4回実施する予定です。情報共有をいたします。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

1 実施日時（令和6年度）

- (1) 令和6年 5月22日（水）11時00分
- (2) 令和6年 8月28日（水）11時00分
- (3) 令和6年 11月20日（水）11時00分
- (4) 令和7年 2月12日（水）11時00分

【問合せ先】

総務課 防災担当：奥田・河合 電話：411-7004 FAX：324-5904

7 令和6年度神奈川区共助推進事業補助金について

情報提供

町の防災組織が行う共助による防災活動を支援するために、防災啓発を目的とした講演会、防災施設見学又は防災資機材等の購入に対し、神奈川区共助推進事業補助金を交付いたします。つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【交付額】

補助の対象となる費用の3分の2

※過去3年間で本補助金を使用したことのある団体は上限15万円、それ以外の団体は上限25万円

【申請期限】

令和7年1月31日

【問合せ先】

総務課 防災担当：木和田・西山 電話：411-7004 FAX：324-5904

8 「緊急時情報受伝達システム」の登録情報の更新について

協力依頼

神奈川区では、避難指示などの情報を一斉にお知らせする「緊急時情報受伝達システム」を令和2年度より運用しています。

現在、緊急時情報受伝達システムには地区連合町内会長1名、自治会町内会会長を含め最大3名までの登録をしていただいております。令和6年度において自治会町内会長等に変更が生じた場合には、登録情報の変更をお願いします。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

総務課 防災担当：奥田・西山 電話：411-7004 FAX：324-5904

9 GREEN×EXPO 2027 の広報チラシの掲示について

掲出依頼

GREENN×EXPO 2027 の開催に向けて、市民の皆さまと一緒に機運を高めていきます。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに GREEN×EXPO 2027 の広報チラシをお送りいたしますので、掲示板への掲出にご協力くださいますようお願いいたします。

【問合せ先】

脱炭素 GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 担当：秋葉

電話：671-4627 FAX：212-1223

10 GREEN×EXPO 2027 の進捗状況について

情報提供

GREEN×EXPO 2027 の進捗状況について情報提供いたします。4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

脱炭素 GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 担当：佐藤

電話：671-4627 FAX：212-1223

11 神奈川区・横浜市保健活動推進員だよりについて

情報提供
掲出依頼

神奈川区保健活動推進員会では、さまざまな活動を通じて、区民の健康づくりを推進しています。

このたび、区における保健活動推進員の活動を周知するために会報を発行しました。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてにお送りしますので、以下のとおりご対応をお願いいたします。

◇神奈川区保健活動推進員だより「あるく12号」

掲示板への掲出（表紙のみ）をお願いいたします。

◇横浜市保健活動推進員だより「第46号」

各自治会・町内会長様あてに1部お送りします。

【問合せ先】

福祉保健課 健康づくり係 担当：中山・齊藤

電話：411-7138 FAX：316-7877

12 令和5年度燃やすごみ量実績（速報値）について

情報提供

令和5年度の燃やすごみ量の速報値が出ましたので報告します。
今年度も引き続き、ごみの分別、3Rの取組に御協力をお願いします。

【燃やすごみ量】（R5年4月～R6年3月）

		R5年度	R4年度	差	率
総量(t)	横浜市	515,437	534,545	▲19,108	▲3.6%
	神奈川区	32,420	33,456	▲1,036	▲3.1%
原単位(g) (注)	横浜市	373.4	388.3	▲14.9	▲3.8%
	神奈川区	354.6	368.0	▲13.4	▲3.6%

(注) 原単位とは1人1日あたりのごみ量です。

※連長までの報告事項です。

【問合せ先】

地域振興課 資源化推進担当：片岡・太田 電話：411-7091 FAX：323-2502

13 令和6年度「3R・きれいなまちづくり」神奈川区推進功労者の推薦について

推薦依頼

プラスチックごみ・食品ロスの削減など、3Rの推進及び清掃活動・緑化活動など、街の美化の推進に功労のあった方々の日頃の活動に感謝の意を表するため、「3R・きれいなまちづくり」神奈川区推進功労者を表彰します。

つきましては、該当する個人又は団体を御推薦いただきますようお願いいたします。
なお、表彰式は6月の区連会終了後に実施します。

※連長までの推薦依頼です。

【推薦期限】

令和6年5月17日（金）

【提出先】

地域振興課資源化推進担当

【問合せ先】

地域振興課 資源化推進担当：片岡・太田 電話：411-7091 FAX：323-2502

14 令和7年度自治会町内会館整備費補助について

事業説明

令和7年度に自治会町内会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費100万円以上）を行う意向がある自治会町内会を対象に、あらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、優先度の高い案件から予算の範囲内で補助申請を受け付ける自治会町内会を決定していきたいと考えています。

令和6年度に補助金を活用し、会館の整備を予定している自治会町内会については、まず、各区役所へお申し出をいただき、その後、必要書類のご提出をお願いします。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてにリーフレットを1部お送りいたしますので、該当する自治会町内会はお早めに地域振興課までご相談ください。

【事前申請について】

◇申請期限：令和6年7月9日（火）

◇注意事項：書類調製に時間を要しますので、お早めにご相談ください。

ご相談に来庁される場合は、事前にお電話をお願いします。日程・時間帯を調整させていただきます。

【問合せ先】

地域振興課 担当：段 電話：411-7086 FAX：323-2502

15 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金における訪問アドバイザー派遣及び補助対象となる会館の拡大について

事業説明

3月1日から申請受付を開始した自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金において、省エネ設備の導入検討の際に、建築士が会館に訪問し、設備の導入方法や工事に関するご相談をお受けしています。是非ご活用ください（事前予約制）。

また、マンションなどの集合住宅における集会施設（会館として利用している場合）についても補助対象となるよう対象を拡大しましたので、お知らせします。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

市民局地域活動推進課 担当：松永・高橋・石栗 電話：671-2317 FAX：664-0734

16 自治会町内会加入促進用リーフレットについて

情報提供

自治会町内会活動に関連する加入促進用リーフレットの情報提供です。児童が興味を持てる内容とし、主に子育て世代に見てもらえるものとして作成しました。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてにリーフレットを1部お送りいたします。

【問合せ先】

市民局地域活動推進課 担当：渡邊 電話：671-2317 FAX：664-0734

17 令和6年度はたふり誘導講習会（道路局主催）への参加者募集について

情報提供

「令和6年度はたふり誘導講習会」が横浜市道路局主催で開催されます。

この講習会は、通学路における児童の見守り活動・はたふり誘導活動を行うために必要な知識を学べる機会となっております。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

各自治会町内会において参加を希望する方を取りまとめのうえ、区交通安全担当までお申し込みください。

【申込期限】

令和6年5月17日（金）

【申込先】

地域振興課交通安全担当

【問合せ先】

地域振興課 交通安全担当：桑野・山本・太田 電話：411-7095 FAX：323-2502

18 神奈川区スポーツ協会総会の開催について

出席依頼

神奈川区スポーツ協会の総会を次のとおり開催します。

ご多忙とは存じますが、各地区連合町内会長様には参与として、単位自治会町内会長様には賛助会員として、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてにご案内をお送りいたします。

【総会概要】

◇開催日時：令和6年5月20日（月）午後7時から

◇会 場：神奈川区役所 本館5階 大会議室

【問合せ先】

神奈川区スポーツ協会事務局（地域振興課） 担当：宮本

電話：411-7093 FAX：323-2502

令和 6 年 4 月 18 日

自治会・町内会会長 各位

日本赤十字社神奈川県支部
横浜市地区本部神奈川区地区委員会
委員長 鈴木 茂久

令和 6 年度日本赤十字社会費の募集について（お願い）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、赤十字事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本委員会では、本年も 5 月から 7 月までを会員増強運動期間としまして会費の募集をおこないます。

つきましては、ご多忙のところ大変恐縮ですが募集用のチラシ・ポスター等を 4 月下旬からお送りいたしますので、会費募集並びに納入についてご協力をお願い申し上げます。

なお、会費募集並びに納入については年間を通じて受付を行っておりますので、地域の実情にあわせた柔軟なご対応をいただければと存じます。

1. 会費募集の目的

「人道と博愛」の精神に基づく赤十字事業の推進に必要な資金を確保するため。

2. 送付内容（別紙配布資材一覧表 参照）

※同封の払込取扱票にて窓口でお振込みいただきますと、振込にかかる手数料が免除となります。なお、ATM 利用時は手数料がかかりますのでご注意ください。

※郵便振込にて 10 万円以上ご納入いただく場合、ご本人の確認（身分証明書等の提示等）が必要となりますのでご注意ください。なお、目安額が 10 万円以上の自治会町内会様には払込取扱票を数枚同封していますので 10 万円以下に分割して納入いただいても結構です。

- ◆ お届けした資材は、令和 5 年 6 月に実施しました配布希望数アンケートでご回答された数（ご回答がなかった場合は前年度と同数）を送付させていただきます。なお、資材発送先を会長宅とされている場合、区役所へ 3 月末時点でご報告いただいている会長のご自宅への送付となります。会長が交代されている場合、お手数ですが新会長へお渡しいただきますようお願い申し上げます。
- ◆ 資材等の不足・追加、またご不明点等は下記事務局までご連絡ください。

日赤神奈川区地区委員会（神奈川区社会福祉協議会内）

事務担当：菅原・後藤

TEL：045－311－2014

FAX：045－313－2420

日本赤十字社神奈川区地区委員会 令和6年度資材配布一覧表

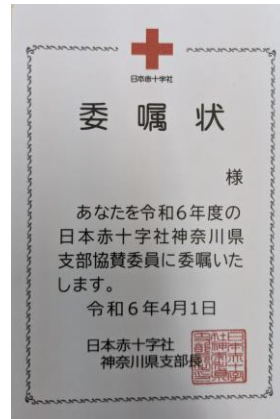
① 議案書

令和5年度
日本赤十字社神奈川県支部
横浜市地区本部神奈川区地区委員会

議 案 書

② 委嘱状

募金活動を行う班長さん等に
身分証明としてお渡しします。



③ 受領証

各戸の募金に対してお渡しします。
ただし、使用については任意です。



④ チラシ A4版

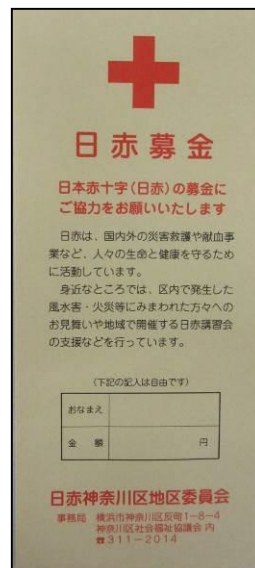


⑤ パンフレット A5版

日赤の活動、会費の使途について、
詳しく記載されている冊子です。



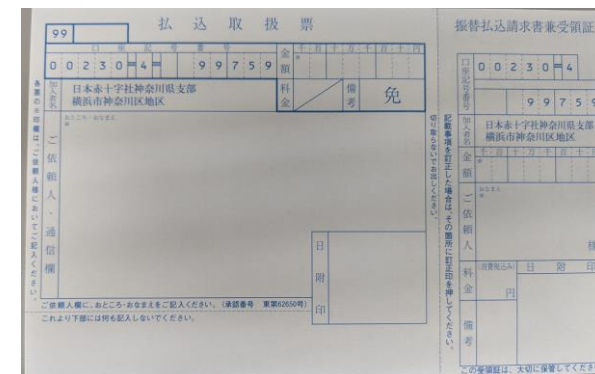
⑥ 募集用封筒



⑦ ポスター A4版



⑧ 払込取扱票 (ゆうちょ銀行)





解約できない?!亡き妻へ 年間利用料の請求がきた

亡き妻が契約していたネットサービス契約が更新され、年間利用料が請求された。事業者に聞くと「マイページから解約して」と言うが、パスワードも契約内容も分からない。

まずは事業者連絡し、契約内容を確認しましょう。

本人死亡の場合の解約手続を確認し、請求された年間利用料を取り消せるかどうか交渉してみましょう。

インターネットに関わる契約は本人しか把握しておらず、残された家族が困惑するというケースが増えています。



家族のために書き残そう

- ☒ デジタル契約の締結状況
- ☒ 端末のロック解除や解約手続きの方法
- ☒ IDやパスワード等の必要情報



横浜市消費生活総合センター

検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666

〔 平日 9:00～18:00
土・日 9:00～16:45 〕

初期消火器具設置費用の一部補助について【周知依頼】

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

2 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

3 申請方法

- (1) 受付期限：令和6年9月30日（月）まで
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、神奈川消防署に御提出をお願い致します。
※ 申請書は横浜市ホームページ、または消防署でお渡ししています。

4 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします。

※ 申請要件や書類等のお問い合わせは、神奈川消防署へご連絡ください。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)



横浜市ホームページ
「初期消火器具」

神奈川消防署総務・予防課予防係
飯島、西岡、皆川
電話：045 - 316 - 0119

自治会・町内会等の
役員や防災担当向け

昨年度好評につき今年度も開催！
申込締切 5月27日(月)

当日は神奈川区で地震火災が起きた場合の
延焼シミュレーションを実演します！

被害想定が大きい地域
では地域としての対策も
検討しましょう！

地震火災に対する
自宅の対策は万全ですか？

みんなで備える防災のススメ

元日の能登半島地震を受けて、ご自身の身の回りの備えを考えなおされた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。昨年度に引き続き、神奈川区の地震火災の被害想定や横浜市中で設置している地震火災に関する各種補助制度をまとめて紹介します！セミナー後には補助制度の個別相談会も行います。

場所
日時

6月7日(金) 18:30~20:30

6月8日(土) 10:00~12:00

※内容は両日ともに同じ内容となります

区役所本館5階大会議室 定員30名(事前申込制)

内容

- 1 横浜市の地震火災対策と神奈川区の被害想定
- 2 個人で備える地震火災対策(感震ブレーカー、建築物不燃化推進、防災ベッドなど)
- 3 地域で備える地震火災対策(身近なまちの防災施設(防災広場等)、共助推進など)
- 4 補助制度の個別相談会(希望がある方のみ)

本セミナーで説明する補助制度のうち、**地震火災対策の対象地域(※)**外で利用できる補助制度は、「住宅用火災警報器」、「感震ブレーカー」、「防災ベッド・耐震シェルター」、「木造住宅の除却」、「木造住宅の耐震診断」、「神奈川区共助推進事業」となります。あらかじめご了承ください。

※地震火災対策の対象地域

対象の町丁目はコチラ↓

地震火災による被害が集中することが想定されるとして、横浜市が地震火災対策計画にて設定したエリア。



お申込は
二次元コードから申請
もしくは
別紙参加申込書の提出



申込用
二次元コード

問合せ：神奈川区役所 総務課・区政推進課

みんなで備える防災のススメ 参加申込書

セミナーにご参加を希望される方は、必要事項をご記入のうえ
下記担当いずれかに郵送またはFAXでご提出をお願いします。

また、二次元コードからオンライン申請も可能です。

参加希望日 (希望日に○をしてください)		6月7日(金) 18:30~20:30		●	6月8日(土) 10:00~12:00
自治会 町内会名	代表者氏名・役職	代表者 メールアドレス	代表者 電話番号	参加人数 (代表含む)	
個別相談 参加希望	相談したい補助内容				
あり	①住宅用火災警報器の取付け支援 ②初期消火器具の整備 (スタンドパイプや消防用ホース等) ③感震ブレーカー等の設置・取付け支援 ④防災ベッド・耐震シェルターの設置、 木造住宅の除却、木造住宅の耐震診断 ⑤神奈川区共助推進事業補助 ⑥建築物の不燃化推進事業補助 (建物の解体や建替えへの補助) ⑦身近なまちの防災施設の整備 (防災倉庫や防災広場、雨水タンク等) ⑧防災マップの作成支援		番号 _____ 相談内容 (具体的にあれば)		
なし					

区役所本館5階大会議室 定員30名(事前申込制)

6月7日(金) 18:30~20:30

6月8日(土) 10:00~12:00

※内容は両日ともに
同じ内容となります

※参加人数をご記載の上、代表者の方がご申請ください。定員に達し、参加が難しい
場合のみご連絡します。

個別相談は各団体につき、原則1つとしますが、当日の空き状況により複数の相談が
できる可能性があります。

オンライン申請は
こちらから →



提出先

〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8神奈川区役所
総務課 担当:奥田 河合 電話:411-7004

FAX:324-5904

区政推進課 担当:近藤 鈴木 電話:411-7028

FAX:314-8890

申込締切 5月27日(月)

Ｊアラート全国一斉情報伝達試験について（お知らせ）

1. 防災スピーカーの概要

横浜市では、災害時における情報伝達手段のさらなる充実のため、Ｊアラートの緊急情報などを放送する「防災スピーカー」を設置しています。

※Ｊアラートとは、国民保護情報、緊急地震速報、津波情報などの緊急情報を、国から人工衛星を通じて瞬時にお伝えするシステムです。

2. 設置箇所

参考資料のとおり

3. Ｊアラートの全国一斉情報伝達試験

総務省消防庁等がＪアラートを用いて、試験情報の受信及びスピーカーの起動を確認する目的で、今年度中に４回訓練を実施する予定ですので、防災スピーカーから訓練放送が流れます。

- （１） 令和 6 年 5 月 22 日（水）11 時 00 分
- （２） 令和 6 年 8 月 28 日（水）11 時 00 分
- （３） 令和 6 年 11 月 20 日（水）11 時 00 分
- （４） 令和 7 年 2 月 12 日（水）11 時 00 分

担当：神奈川区総務課
奥田、河合
TEL：411-7004
FAX：324-5904

神奈川区防災スピーカー設置箇所

施設名称	備考
錦台中学校（西寺尾）	
松見消防出張所（松見町）	
神奈川中学校（西大口）	
栗田谷中学校（栗田谷）	
松本中学校（三ツ沢下町）	
南神大寺小学校（神大寺）	
幸ヶ谷小学校（幸ヶ谷）	校内スピーカーから放送
神奈川小学校（東神奈川）	校内スピーカーから放送
入江川公園（神之木町）	
入江二丁目公園（入江二丁目）	
新子安駅駐輪場付近（子安通）	
旧七島町子供の遊び場（七島町）	
浦島消防出張所（浦島町）	
宝町付近（宝町）	
出田町ふ頭 B 緑地（出田町）	
神奈川区総合庁舎（広台太田町）	
神奈川水再生センター（千若町）	
鶴屋町交差点付近（鶴屋町）	
中央卸売市場本場（山内町）	
白幡小学校（白幡上町）	
神橋小学校（六角橋）	
斎藤分小学校（斎藤分町）	
青木小学校（桐畑）	
三ツ沢小学校（三ツ沢仲町）	
六角橋中学校（六角橋）	

令和6年度 神奈川区 共助推進事業補助金



区マスコットキャラクター
かめ太郎

◆補助の内容◆

町の防災組織(自治会・町内会)が実施する防災啓発を目的とした講演会、防災施設見学又は防災資機材等の購入にかかる費用のうち、補助の対象となる費用の3分の2※を補助します！

※過去3年間で本補助金を使用したことのある団体は上限15万円、それ以外の団体は上限25万円

◆補助の対象◆

講演会等の費用



会場施設の賃借料や外部講師等による委託費用が対象になります！

防災マップ作製費用

自治会・町内会の防災マップの作製費が対象になります！



バスの借り上げ

防災施設見学等のマイクロバスの賃借料が対象になります！

防災資機材の購入費用

発電機やデジタル無線機、ポータブル電源などが対象になります！

◆補助の対象にならないもの◆

倉庫や物品を収納することを目的とするもの、食料・水、リース契約費用、ガソリンや乾電池等の消耗品など



講演会や防災マップ作製などの企画・立案のご相談も可能です！お困りな点があれば裏面の担当までご連絡ください！

申込み方法は裏面をご覧ください！

◆申請方法◆

【受付窓口】

神奈川区役所本館5階501窓口（防災担当）、郵送又は電子申請システム※で受付できます。

※『神奈川区 共助推進事業補助金 電子申請システム』で検索

【申請書】

窓口で配布又は神奈川区HPにてダウンロードできます。

【申請期間】

令和6年4月1日～令和7年1月31日

【対象】

町の防災組織（自治会・町内会等）かつ令和6年度町の防災組織活動費補助金交付申請を行っている団体

◆申請の流れ（予定）◆

【申請者】

申請書・見積書の提出

※令和7年1月31日まで

交付決定通知を確認後、物品等を購入し、同封の実績報告書・領収書等の提出

※必ず交付決定通知を受けてから物品等の購入をしてください！なお、購入については令和7年2月中までに済ませてください。

補助金額確定通知を確認後、同封の補助金請求書・訓練報告書の提出

※補助金請求書は速やかにご提出をお願いします。提出がない場合、補助金のお支払いができません。また、訓練報告書は令和7年3月31日までに提出をお願いします。

入金確認

【区役所】

申請書を審査し、交付決定通知を送付

※審査から交付決定通知を送付するまで約2～3週間程度かかります。

実績報告書を審査し、補助金額確定通知を送付

※審査から補助金確定通知を送付するまで約2～3週間程度かかります。

補助金のお支払い

※請求書の提出から補助金のお支払いまで約1ヶ月程度かかります。

ご不明点がありましたらお気軽にご相談ください！

【お問合せ・申請先】

神奈川区役所総務課（防災担当）

〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8本館5階501窓口

電話：045-411-7004 FAX：045-324-5904

緊急時情報受伝達システムの登録情報の変更について

神奈川区では、令和2年度から避難指示などの情報を一斉にお知らせする「緊急時情報受伝達システム」を運用しています。令和6年度において自治会町内会長等に変更が生じた場合には、登録情報の変更をお願いします。

● 登録情報の変更方法について

「神奈川区 緊急時情報受伝達システム 変更用紙」(第2号様式)に必要な情報を記載のうえ、神奈川区総務課までご提出いただくか、電子申請システムにより登録情報の変更をお願い申し上げます。



電子申請システム二次元コード

【参考】緊急時情報受伝達システムとは

災害発生時の重要な情報を地域のみなさまに速やかにお伝えするため、避難指示や避難場所の開設状況などの情報を一斉に電話とメールでお知らせするシステムです。

1 主に活用が想定される場面

台風の接近等により区長又は市長が区内の一部に避難指示等を発令し、避難場所を開設するとき

2 情報伝達の流れ(例)

気象警報等による避難指示の発令

【電話の場合】

- ・各団体の登録された番号に電話します。
- ・電話をおとりください。
- ・機械による自動音声で情報をお伝えします。

【メールの場合】

- ・各団体の登録されたメールアドレスにメールします。
- ・メールを開封してください。
- ・メール本文で情報をお伝えします。

必要に応じて、区役所から各団体へ個別にご連絡します。

例：〇〇町の一部に避難指示を発令しました。

避難を開始してください。開設避難場所は△△です。

※ 聞き逃した場合でも、情報を繰り返し聞くことが可能です。

3 情報発信元

- 電話番号：050-3196-3300

- メールアドレス：kg-bousai@city.yokohama.jp

※ こちらの電話番号及びメールアドレスから情報を発信しますので、当該電話番号等からの連絡やメールを受け取れるよう、設定をお願いいたします。

担 当：総務課 奥田、西山
電 話：045-411-7008

神奈川区 緊急時情報受伝達システム 変更用紙

自治会町内会名		
登録者名	(旧)	(新)
電話番号	(旧)	(新)
メールアドレス	(旧) (フリガナ)	(新) (フリガナ)

※メールアドレスの記入が不明確で読み取りづらい文字があるため、数字とアルファベットの記入は明確にし、メールアドレスの上にフリガナを記入してください。

(例：Gと6、VとU、Zと2、Sと5、Bと8、Dと0(ゼロ)、Iと1、bと6、qと9、l(エル)と1、oと0(ゼロ)、ハイフンとアンダーバー 等)

カナガワゼロイチ クヤクシヨ
(例：kanagawa 0 1. kuyakusyo 等)

1 ご登録いただくユーザー情報について

- (1) 可能な限り電話番号とメールの両方の登録をお願いします。
- (2) 「固定電話」「携帯電話」どちらでも登録が可能ですが、緊急時に確実に受信できる方で登録してください。

2 個人情報について

本システムは、氏名、電話番号等の個人情報をご提供いただき登録いたします。ご提供いただいた個人情報は、災害（訓練等含む）や緊急時の情報発信にのみ使用し、本人の同意なく目的以外のことに使用いたしません。

提出先 : 〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8
神奈川区役所総務課 (501 番窓口)

提出方法：郵送、FAX または窓口へのご持参をお願いします。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にお気軽にご相談ください。

担当：神奈川区総務課 防災担当
電話 (411) 7008
FAX (324) 5904

GREEN×EXPO 2027 広報チラシの掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

このたび、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）のクリエイターである蜷川実花さんがデザインしました、新しいキービジュアルを用いた広報チラシ（A4サイズ）が完成しました。

GREEN×EXPO 2027 の開催に向けて、市民の皆様と共に機運を高めるため、新しい広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出していただきますようお願いします。

なお、当該キービジュアルを用いたポスターは、区役所、市民利用施設をはじめ、市内各所で順次掲示する予定です。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

掲示についてご協力をお願いします。

※以前に掲示を依頼しました旧チラシが掲示板に残っている場合は、処分していただきますようお願いします。

3 広報チラシの掲示期間等

広報チラシの到着後、2か月程度（6月末まで）の掲示をお願いします。

※掲示板の空き状況等により御無理のない範囲で御協力をお願いします。

※各区の区連会で、掲示期間について個別ルールがある場合は、状況に応じて御対応ください。

※屋外掲示板によるチラシの劣化が想定されます。大変お手数ですが、依頼掲示期間後の6月末になりましたら、処分していただきますようお願いします。

GREEN

×

EXPO

2027



2027年 国際園芸博覧会

開催期間：2027年3月19日(金) - 9月26日(日)

開催地：神奈川県横浜市

主催：公益社団法人
2027年国際園芸博覧会協会



GREEN×EXPO 2027 の進捗状況について（情報提供）

平素より、「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けたご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
直近の進捗状況について、情報提供します。

1 お願いしたいこと

【区 連 長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

2 「GREEN×EXPO 2027」とは

- ・私たちの生活に大きな影響をもたらす気候変動に着目した、環境と共生し市民の皆様と共につくる、「環共」をテーマとする日本で初めての国際博覧会です。
- ・自然・人・社会が共に持続するために、地球の限界や脱炭素社会を見据え、「人々の環境への意識や行動は 2027 年の横浜から変わった」と言われるよう準備を進めていきます。
- ・気候変動などの世界的な課題に対し、“自然の力”、“グリーンの力”で課題を解決し、環境にやさしい未来の暮らしを考え、横浜から世界に発信することが、博覧会のテーマである「幸せを創る明日の風景」につながっていきます。

3 現在の会場計画（案）

瀬谷区・旭区にまたがる上瀬谷の広大な里山を舞台に、起伏のある地形や川の源流などの自然を生かし、市民や企業が出展する5つの「Village（ビレッジ）」と、花や緑の美しい風景が楽しめる3つの「ゾーン」を設けます。





Urban GX Village

脱炭素社会を目指して新たな技術を導入した未来の都市像を体感できます。



Craft Village

自然と共に生きる知恵と技が込められた、日本の伝統産業などの温故知新を体感できます。



Farm & Food Village

健康を支える食と農が共存した生活と、その豊かさを実感できます。



Kids Village

これからの地球を生きる子どもたちが、遊びを通じて自然の大切さを学べます。



SATOYAMA Village

日本の原風景である里山を体感し、生物多様性の価値を再認識します。

※今後の調整状況により変更となる場合があります。

4 公式マスコットキャラクターのデザイン発表



開催3年前となる3月19日に公式マスコットキャラクターのデザインを発表しました。6月に名前の発表が行われる予定です。

担 当：脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.jp

自治会・町内会長 各 位

神奈川区保健活動推進員会事務局

神奈川区・横浜市保健活動推進員会だよりについて（依頼）

清和の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、保健活動推進員事業及び区行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

神奈川区保健活動推進員会では、『地域の健康づくり』を主要テーマとして、各地区でウォーキングや健康チェックなどの活動を行っています。

このたび、保健活動推進員の活動紹介や、区民の健康に役立つ情報を提供することを目的に会報を発行しました。神奈川区保健活動推進員会が作成したものと、横浜市保健活動推進員会が作成した 2 種類の会報がありますので、以下のとおりご対応をお願いいたします。

内 容		依 頼 事 項
1	神奈川区保健活動推進員会だより 「あるく 第 12 号」	掲示板への掲出（ <u>表紙のみ</u> ）をお願いします
2	横浜市保健活動推進員だより 「第 46 号」	各自治会・町内会長あて 1 部 (配付のみ)

【問合せ先】

神奈川区保健活動推進員会事務局

（神奈川区役所 福祉保健課 健康づくり係）

担当：中山、齊藤

電話：045-411-7138、FAX：045-316-7877

「けんしん」へ行こう！

特定健診、がん検診等に関するくわいお問い合わせは
横浜市けんしん専用ダイヤル 045-664-2606

健診とは？ → 自分の身体の状態を確認するためのもの

●特定健康診査（特定健診）

40歳～74歳の方は
年度に1回健診を
受けられます。



●横浜市健康診査

75歳以上の後期高齢者の方は
年度に1回受診できます。

横浜市がん検診
ホームページ

こちらへ
アクセス



横浜市がん検診

検索

検診とは？ → 特定の病気をを見つけるもの

●横浜市がん検診（令和6年3月現在）

前立腺
50歳以上
1年度に1回
血液検査



肺
40歳以上
1年度に1回
胸部エックス線



乳房
40歳以上
2年度に1回
視触診・マンモ

大腸
40歳以上
1年度に1回
便潜血検査



胃
50歳以上
2年度に1回
胃内視鏡検査またはエックス線



子宮頸部
20歳以上
2年度に1回
細胞診検査

●横浜市歯周病検診

満年齢 40、50、60、70歳
の方が対象（受診日時点）

●肝炎ウイルス検査

過去に受診したこ
とがない方が対象

横浜市健康診査と、がん検診は受診券は送付しておりませんので、横浜市内の実施医療機関に直接お電話等でご予約ください。

区全体研修会

9月6日（水）神奈川公会堂において「メタボやフレイル予防は食生活の見直しから」というテーマで、高木 久見子先生（横浜市スポーツ医学センター 管理栄養士）の講演が行われました。健康寿命を延ばすには、適切な運動習慣と食事が大切。食事については和食の一汁三菜が栄養バランスを整えやすいようです。



簡単レシピの紹介



小松菜のしらす和え

◎ワンポイント！

カルシウム豊富な小松菜にビタミンDたっぷりのしらすを加えることで骨合成をサポートします！

コツ骨メニュー

◎材料（4人分）

- ・小松菜 / 1袋
- ・しらすばし / 大さじ4杯
- ・ポン酢 / 適量

◎作り方

1. 小松菜は端を除き水洗いし塩1つまみ加えたたっぷりの湯で茹でる。冷水にとり水気を絞る。2～3cm長に切る。
2. しらすばしをふりかけポン酢をかける。

広報
部会
より

今回の会報では、地区活動だけでなく、永年動体表彰式や検診についてなど、どの記事も読みたくなる内容にこだわりました。特に検診は対象年齢や種類も様々なので、イラストでわかりやすくし、受診して欲しい気持ちを感じてほしい。ウォーキングや健康チェック、体操教室など、様々な工夫を凝らしながらの地区も活動が続いているので、お近くの地区活動にぜひ参加してみてください。

神奈川区保健活動推進員会だより

あるく



VOL.12
令和6年3月発行

神奈川区マスコットキャラクター
かめ太郎

各地区で
保健活動推進員が
活動をしていること
をご存知ですか？



保健活動推進員は、各自治会から推薦され、地域のみならず元気に健康づくりができるお手伝いをするために、横浜市長から委嘱を受け活動している市民です。

区福祉保健センターと協力しながら、生活習慣病予防に関する講座など、健康づくりのために様々な活動をしています。



神奈川区では、21地区
194人の保健活動推進員
が活躍しています。
（令和6年3月現在）

地区の活動

健康運動指導士の先生を招いての体操とウォーキング！（松見地区）



神奈川区民まつり

10月8日（日）、反町公園にて神奈川区民まつりが行われました。保健活動推進員会では握力測定と結果説明、アンケートを行いました。少しでも活動に関心を持っていただき、皆様の健康づくりに役立つ情報をお伝えしていきたいと思います。



松見地区



「地元再発見」をテーマに毎月松見集会所を起終点にして40～60分を目標にウォーキングを実施しています。皆様のご参加をお待ちしています。



入江地区



月1回の健康体操を実施しています。「楽しく体を動かす」をテーマにウォーキングやグラウンドゴルフも組み入れています。



白幡地区

秋晴れに恵まれ神奈川宿歴史散歩と生麦散策とラストはビール工場を見学。32名参加し健康に良く楽しい思い出作りができました。

本年度は各行事で血管年齢や血圧測定等の健康チェックやウォーキング、バイ捨て啓発活動も順調に開催。地域交流もさらに深めました。



神之木・西寺尾地区



各地区での活動を紹介します!

今回の号では
21地区のうち
10地区について
掲載しています。



大口・七島地区



大口・七島地区大運動会が4年ぶりに開催されました。保健活動推進員も活動として手洗い消毒等衛生指導を行いました。身体を動かして老若男女楽しく、1日を終えることができました。

神奈川地区



健康寿命を延ばす大切な一歩として、毎月楽しく笑顔で世代を超えた活動でスクエースステップを行っています。

幸ヶ谷地区



「幸ヶ谷の祭りにさやか秋の風」

新子安地区



11月に「口腔講座」を開催しました。参加者はお話を聞くだけでなく、実際に口の体操と簡単な運動をして、心も体も軽くなりました。



子安通1丁目地区

「近くにあるけれど、そういえば行った事が無い」というような場所を選んで、探索を兼ねて楽しくウォーキングしています。



子供お楽しみ会に健康チェックで参加。小学生の保護者、ボランティアの学生等多くの初めての方に、血圧計を体験していただきました。



神西地区

永年勤続表彰式にて表彰されました!



8月22日(火)、関内ホールにて令和5年度横浜市保健活動推進員永年勤続表彰式が開催されました。地域の健康づくりに貢献されてきた保健活動推進員の方々(神奈川区は16名【うち10年勤続表彰14名、20年勤続表彰2名】)が表彰されました。表彰式と併せて、東京都健康長寿医療センター研究所 村山洋史先生に「社会のつながりと健康づくり」についてご講演いただきました。



～表彰された方へ～

保健活動推進員になってから、地域の方々に声をかけられるようになり、「みなさんの役に立っている、頑張ろうな!」という気持ちが高まります。ぜひ皆さんも一緒に健康になりましょう。



保健活動推進員だより

第46号

令和6年2月

編集・発行：横浜市保健活動推進委員会（事務局：横浜市健康福祉局健康推進課）

横浜市中区本町6-50-10 TEL.045-671-2454 FAX.045-663-4469

会長あいさつ

横浜市保健活動推進委員会
会長 蟹澤 多美江



横浜市保健活動推進員は令和5年度で発足から75年を迎えました。75年という長い歴史の中で、社会の変化とともにニーズは多様化し、私たちの活動内容も変化してきています。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、活動が制限され、思うような活動ができない時期が続きました。一時的とはいえ、活動ができなくなったことで、我々自身や周囲の方々にとって、このつながりを活かした活動がどんなに大事なことであったか実感されたことと思います。

新型コロナウイルス感染症の取り扱いが5類となったことで、今後は、健康づくりへの取組が、より一層活発になっていきます。地域の健康づくりを支えているのは、保健活動推進員の地域に根差した活動の継続によるものです。

これからも横浜市の健康づくりのパートナーとして、皆さんで楽しみながら地域を盛り上げていきましょう。

市長あいさつ

横浜市長 山中竹春



保健活動推進員の皆様には、日頃から地域の健康づくりの推進役としてご活躍くださり、誠にありがとうございます。

今年度は、約3,400名の方々に保健活動推進員を委嘱させていただきました。あらゆる世代の市民の皆様が広く健康づくりに取り組んでいくために、地域に根差した保健活動推進員の皆様の活動は、なくてはならない大切なものです。日頃から、地域の実情に応じた様々な工夫で横浜の健康を支えてくださり、心から感謝申し上げます。

令和6年度からは、市民の皆様の総合的な健康づくりの指針「第3期健康横浜21」がスタートします。保健活動推進員の皆様とご一緒に、市民の皆様が健康でいきいきとした毎日を過ごすことができるよう取り組んでまいりますので、より一層のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



保健活動推進員会の状況（令和5年4月1日現在）

◎会長 ○副会長 ●会計

区名	地区数	推進員数	区会長名	区名	地区数	推進員数	区会長名
鶴見	18	289	増子 眞智子	金沢	14	199	森田 逸子
神奈川	21	195	田鎖 晴美	港北	13	414	大森 幹雄
西	7	89	渡辺 正枝	緑	11	173	原田 ますみ
中	11	105	清水 綾子	青葉	16	215	越井 太郎
南	16	235	○中村 雅一	都筑	14	113	●大野 和子
港南	15	155	石川 正二	戸塚	18	223	落合 清子
保土ヶ谷	22	187	○久保 進	栄	7	97	石井 繁晴
旭	19	304	齊藤 由紀子	泉	12	156	武関 いと子
磯子	9	144	◎蟹澤 多美江	瀬谷	12	145	安田 智子
合 計					255	3,438	

区会長研修報告

脳と体の活性化に役立つ運動の実践について、実際に体を動かしながらコーディネーショントレーニング※の理論を学びました。

※脳に刺激を与えながら体を動かすトレーニング

実施日 令和5年12月5日（火）

会 場 横浜市スポーツ医科学センター

テーマ 「身近にあるものを活用し、脳と体を活性化！」



将来の保健活動推進員の皆様に向けて

「ホカツ(保活)って聞いたことあるけど、実際はどんな活動をしているの？」

「忙しくてちゃんと活動できないかも？」

「一度なるとやめられないのでは？」

「楽しい？」

などの疑問に答えるため、

長年、保健活動推進員として活動を続け、表彰された現区会長3名の方に率直な思いを聞いてみました。

▶ 今回インタビューにお答えいただいたのは・・・

旭区 齊藤 由紀子 会長
(令和4年度公衆衛生事業功労者に対する
厚生労働大臣表彰受賞)

南区 中村 雅一 会長
(令和5年度横浜市社会福祉・
保健医療功労者市長表彰受賞)

都筑区 大野 和子 会長
(令和5年度横浜市社会福祉・
保健医療功労者市長表彰受賞)

Q. 活動の回数やスケジュールなど実際の活動内容は？

年間スケジュール ～旭区の場合～

一般の保健活動推進員の年間の活動スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委嘱式 (隔年)	会計 説明会	ウォーキング イベント		健康機器の 使い方研修		健康 フェア	区全体 研修会		次年度計画 打合せ		次年度 計画の 最終確認
	区永年勤続 表彰式				がん啓発 キャンペーン					活動報告書 等作成	
地区 定例会	禁煙キャン ペーン		地区 定例会	地区 定例会				地区 定例会		地区 定例会	

活動例その1 地区定例会 ～南区～

区内のコミュニティハウスや自治会館等をお借りし、地区定例会を開催しています。

議題は、区全体会議の議題共有やイベント(健康測定会やウォーキングなど)の開催に向けた打合せ、イベント開催後の振り返りなどです。

会議時間は1時間程度ですが、顔を合

わせて話し合いができるので、チーム力が高まり一体感が生まれていると思います。



活動例その2 区民まつり ～都筑区～

	午前グループ	午後グループ
9:00	タイムスケジュール・役割確認 準備・設営	
10:00	イベント活動 (区民まつりで 健康チェックを実施)	当日は午前グループと 午後グループの2チーム に分かれて活動します。
11:00		
12:00	引継ぎ・振り返り・解散	
13:00		引継ぎ・ タイムスケジュール・役割確認
14:00		イベント活動 (区民まつりで 健康チェックを実施)
15:00		撤収作業・振り返り・解散
16:00		





Q. 活動を行うにあたって工夫していることは何ですか。



齊藤会長(旭区)

年間の活動について予め担当者を決めておくことで、保健活動推進員一人一人の活動回数が偏らないように工夫しています。また、お仕事されている方も無理なく活動できるようになっています。

地域で開催する講座やイベントは、保健活動推進員や地域の方が興味関心を持っていることをテーマに企画しています。そのため、参加者からは好評を得ています。

保健活動推進員の活動を負担に感じず、楽しみながら活動していきたいと思っています。

ウォーキングなどの活動は、メンバーのみんなができる範囲で協力し、活動に興味を持って楽しく参加をしていただくようにしています。

仕事や介護等で日中時間を取りづらい方には、買い出しや設営等できる範囲での活動を呼びかけて、無理せず楽しく活動できるように心がけています。



中村会長(南区)



大野会長(都筑区)

「可能な範囲での活動でいいですよ」という声掛けを必ずしています。負担にならないように、皆さんが心軽やかに活動できるよう心がけています。また、あいさつを積極的に行い、参加しやすい雰囲気づくりを大切にしています。

地区定例会等に参加できない人には資料と一緒に体調を気遣うメモを添えるようにして、コミュニケーションをとっています。

Q. 将来の保健活動推進員へメッセージをお願いします!



齊藤会長(旭区)

保健活動推進員になって自分の健康のために勉強できる機会が増え、お得感を感じています。また、区役所からその時々健康情報をいただけることで、自分の家族、身近な知人等の健康づくりに役立てることもできます。

このように、学び得た健康情報を口コミで発信し続けることで、地域の皆さんの健康づくりにつながっていると感じています。これからも、旭区保健活動推進員の皆さんと「身近な健康情報発信役」として活動していきたいです。

保健活動推進員の活動を通じて、様々な地域活動に参加する機会に恵まれ、自分の住んでいる地域への愛着が深まり、身近なところに仲間が増えました。

これから長く住む地域とのつながりを大事にし、自分自身の健康づくりと、地域の皆さまの健康づくりの推進役として、ぜひみなさん一緒に活動していきましょう!



中村会長(南区)



大野会長(都筑区)

保健活動推進員の魅力は、地域の皆さんと触れ合うことができることです。そして、活動を通して、皆さんの健康のお手伝いができる自負があります。

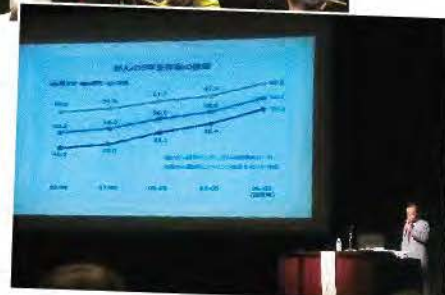
皆さんの役に立っているという気持ち自分の健康にもつながっています。皆さんが元気になって、自分も元気になる!という健康づくりの素晴らしい循環を感じています。

令和5年度 保健活動推進員全体研修会開催報告

11月9日(木)に関内ホール大ホールにおいて、横浜市保健活動推進員会の全体研修会が開催され、18区合計約680名の保健活動推進員が参加しました。

お互いの活動を学び、各区・地区の地域活動の充実を図ることを目的に、毎年代表区による活動事例発表を行っています。今年は、鶴見区、保土ヶ谷区、都筑区の3区が発表を行いました。

また、事例発表後の講演では、医療法人たいくりニック 院長の田井 重行先生に「がん検診受診の大切さ」についてお話いただきました。



・鶴見区・

こんな時だからこそ！
みんなで取り組む
健康づくり

コロナ禍に新たに始めた体力づくりの活動についてご紹介しました。老人会へ出向いたり、口コミで参加者を集めて活動を継続することができました。初めは、参加者が集まるかなどの不安やコロナ禍での活動への賛否もありましたが、「こんな時だからこそ、地域のみんなが活動を待っているんだ」という元会長の言葉を胸に、活動を続け、地域の健康づくりに貢献できたと思っています。

TSURUMI

・保土ヶ谷区・

4部会制での取組

保土ヶ谷区では、平成23年から、4つの部会(運動、研修、事業、広報)で活動を行っています。部会制を取り入れたことで、地区の声を区推進員会の活動に多く反映させることができるようになりました。これからも、保健活動推進員として区民が多く参加するイベントに積極的に参加し、自分たちの住む保土ヶ谷区を元気な区にしていきたいです。

HODOGAYA

・都筑区・

モットーは
「楽しく活動する」

勝田茅ヶ崎地区からは、SNSを活用し実施したウォーキング講座やコロナ禍でも活動を継続するために開設した「つづきマスマス健康チャンネル」の紹介をしました。

また、ふれあいの丘地区からは、防災フェアの中で行っている健康啓発について発表しました。屋外で実施したということもあり、家族連れや関心が薄い層など幅広い層へ健康のアプローチができたと思っています。

TSUZUKI

講評

中区福祉保健センター長 秋元 政博

日頃の活動内容が分かる素晴らしい発表でした。健康づくりの取組は、仲間と楽しみながら、継続できる活動を推進していくことが大切です。18区同じ活動をすればよいわけではなく、地域の特性やニーズを日々近くで感じている皆様だからこそ、きめ細やかな活動ができているのだと感じました。引き続きのご活躍を期待しております。

★ 鶴見区

筋力づくり～自分の足で元気に歩こう♪

鶴見区副会長（市場地区会長） 芦澤 年子



コロナ禍の令和3年4月から、健康づくりと地域交流を目的に、転倒予防のための体操を行う「ハピネスクラブ」を開催しています。コロナによる外出自粛の影響で体力が落ちてしまった人が多くいるのを感じ、このままではいけないと思ったことがきっかけで活動を開始しました。令和4年度は、のべ280人の参加がありました。

「歩くのが楽になった」「来るのが楽しみ」という声が、活動継続のモチベーションとなっています。また、活動を続けることで筋力がつき、歩き方や姿勢も改善する等の変化や、心の健康面での良い影響も実感しています。できるだけ長く自分の足で歩き続けられるよう、地域の方々のお力になればと思っています。

★ 神奈川区

アフターコロナの健康づくり

神奈川区会長（大口・七島地区会長） 田鎖 晴美
青木第二地区会長 長谷川 三哉子

神奈川区では、コロナ禍を経験して、様々な工夫を凝らした健康づくり活動を行っています。

松見地区の「いきいきウォーキング」では、会長が事前にコースを下見するなど、安全第一で開催しています。毎回約20名が参加し、スポーツインストラクターの指導の下、準備体操や正しい歩き方を学び、約1時間歩きます。松見地区の活動は、メディアにも取り上げられ、保健活動推進員の認知度の向上にも貢献しました。

参加者からは「歩くだけでなく、道中の会話も楽しい」、「回を重ねるごとに歩けるようになってきた」など大変好評です。

今後も神奈川区では、地域の皆さんとともに健康づくり活動を幅広く展開させ、保活の魅力を発信していきたいと考えています。



★ 西 区

西区全体研修会 ～4年ぶりに集まって開催～

西区会長（第2地区会長） 渡辺 正枝



新型コロナが五類に移行した今年、西区では約4年ぶりに、集合型の全体研修会を実施しました。第1部は「健康活動で元気とつながりを維持しよう～コロナ禍とこれから～」をテーマに、コロナ禍で地域のつながりの希薄化が進む中、社会参加がいかに健康づくりに大切かを学びました。第2部では、健康チェック機器の取扱い研修を受講しました。一斉改選で加わった新たなメンバーと一緒に、区役所で借りられる健康測定機器を改めて体験しました。

今年から、区のイベントもコロナ禍前の大きな規模で開催されています。ブース出展では来場者の健康チェックを通して、研修の成果を発揮できました。地域の活動にも、研修の内容を活かしたいと思います。

★ 中 区

「元気フェスタ21」で健康チェック

中区会長（第4地区南部会長） 清水 綾子

中区では、健康・保健に関する啓発イベント「元気フェスタ21」を中区民まつり「ハローよこはま」内で開催しています。台風やコロナ禍での中止を経て、昨年、4年ぶりに開催が実現しました。

保健活動推進員会のブースでは、握力測定や2ステップテスト、各地区の活動報告のパネル展示を行い、多くの方にご来場いただきました。参加者からは、「自身の体力を知ることができた」と好評の声が聞かれました。

イベントでの健康チェックは、様々な世代の方に自身の健康に目を向けてもらう良い機会になったと感じました。

今後も地域の方に、からだを動かすことの大切さ、健診の大切さを伝え、参加してもらえよう啓発していきたいと思います。



★ 南 区

買い物ついでに 健康チェック!

南区副会長（六ツ川大池地区会長） 庄田 寿恵

南区では各地区で健康測定会等の活動が活発に行われています。六ツ川大池地区では9月3日（日）に、初めて相鉄ローゼン 六ツ川店で健康測定会を開催しました。血管年齢や足指力の測定、乳がん自己触診モデルを活用し健康づくり活動を行いました。

当日は天候に恵まれ、幅広い年代の方々、約150名に買い物ついでにご参加いただきました。自分の測定数値に悲喜している様子が見られ、自分の健康に関心を持つきっかけづくりができたと感じております。また久々に地域のみなさまに健康づくりを届ける活動ができ、嬉しく思いました。

これからも地域のみなさまの健康づくりのお手伝いをするために、様々な活動を進めて参ります。



★ 港南区

みんなで健康チェック! ひまわり健康フェア2023

港南区会長（ひざり地区会長） 石川 正二

11月4日（土）に「ひまわり健康フェア」が開催されました。今年度は4年ぶりに従来規模で実施することができました。

保健活動推進員会は、体組成計を使い体重、体脂肪率、筋肉量の測定や、血管年齢測定、足指力測定などの健康チェックのほか、乳がん、大腸がん検診の受診啓発を行いました。健康チェックには、働き・子育て世代から高齢の方まで400名以上が来場され、大変好評でした。

今後も、地域での測定会や体操教室、ウォーキングイベントの開催などを通し、地域の健康づくりを推進していきます。



★保土ヶ谷区

『わくワク体操×とくトク講座』開催！

岩井町原地区会長 神田 三枝子

爽やかな快晴のもと、皆で楽しくウォーキングのコツを学び、脳トレ・筋トレのコグニサイズで「グーパー歩き」をしました。脚も手も脳も使ったの全身運動なので、かなりの運動量です。

また、一人ではなかなかできないラダートレーニング等の運動を皆でしたり、関西弁等の方言ラジオ体操で楽しく笑ったりお話ししたり、みんなで集まって運動することが健康づくりに大切だと改めて実感しました。

さらに「噛む大切さ」等の口腔衛生の話と歯ブラシの配布をした区の健康づくり係の歯科衛生士や岩崎地域ケアプラザの全面的サポートも地域の健康づくりに役立ちました。

今後もより多くの方が参加して下さるように集客方法をもっと考えたいと思います。



★旭区

旭区の「4つの委員会」制による健康づくり活動

旭区会長（若葉台地区会長） 齊藤 由紀子



旭区では、19地区が4つの委員会に分かれ、委員会ごとに毎年活動内容を検討し取り組んでいます。「健康づくり委員会」では健康フェアに向けた健康測定機器取り扱い研修やがん検診等の啓発活動、「禁煙推進委員会」では5月の世界禁煙デーをはじめ各地区での禁煙キャンペーン活動、「広報委員会」では年1回各地区の活動を紹介する会報発行、「子育て支援委員会」では働き子育て世代向けのウォーキングイベント（左写真）等、各委員会が中心となって取り組んでいます。

委員会で検討したことを19地区の保健活動推進員が協力して取り組む体制となっていることで、地区の活動を自然と共有する場ができ、自分の地区でもやってみたいといったように活動が広がっています。

★磯子区

コロナの逆境から

滝頭地区会長 白越 裕子



コロナが蔓延し私達の活動も見直す事となりました。

公共交通機関を使っただけの活動と、遠出には抵抗があるとの事。何か他に出来る事が無いのかと思い至ったのが滝頭地域ケアプラザとの共催の「ウォーキング&ゴミ拾い」です。

最寄りの公園から少し離れた公園迄の往復を歩きながらゴミ拾いをするという単純ではありますが、自分の町の美化、一緒に活動した方とお話をする心の健康、身体を使った健康と達成感を得られます。

年2回程の活動で4年間程経ちました。今では車椅子の方、子供連れのご家族、犬のお散歩中の方とも楽しく活動を続けています。苦難を乗り越えながらその時に合った活動の大切さを感じ、これからも続けて行こうと思います。

令和
5年度

横浜市保健活動推進員 永年勤続表彰式を開催しました！

令和5年8月22日(火)に、関内ホールにて、永年にわたり地域の健康づくり活動に貢献されてきた保健活動推進員290名(うち10年勤続表彰230名、20年勤続表彰39名、30年勤続表彰21名)の方が表彰されました。山中竹春市長から表彰状贈呈が行われたほか、市会議長や横浜市医師会、連合町内会会長など関係団体の御来賓の皆様にも一緒にお祝いいただきました。

また、表彰式と併せて、東京都健康長寿医療センター研究所 村山 洋史先生に「社会のつながりと健康づくり」について御講演いただきました。



受賞者代表挨拶 結城 きょう子さん

各種表彰受賞者一覧(令和5年度)

保健活動推進員としての活躍に対し、次の方々が各種の表彰を受けました。

(敬称略 五十音順)

神奈川県保健衛生表彰知事表彰 (1名)

- 栗原 美智子 (港南区副会長、港南台地区会長)

横浜市社会福祉・保健医療功労者市長表彰 (18名)

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| ● 秋田 榮子 (戸塚区 平戸地区会長) | ● 糸畑 和子 (金沢区 釜利谷地区推進員) |
| ● 臼井 美鈴 (緑区 新治中部地区推進員) | ● 蛸子 眞由美 (保土ヶ谷区 保土ヶ谷中地区会長) |
| ● 生山 晴美 (泉区 中田地区推進員) | ● 大野 和子 (都筑区会長、都田地区会長) |
| ● 川島 幸子 (港北区副会長、高田地区会長) | ● 佐藤 光代 (鶴見区 潮田東部地区会長) |
| ● 佐藤 米子 (神奈川区 羽沢地区会長) | ● 角田 光江 (西区 第六地区推進員) |
| ● 中村 雅一 (南区会長、別所地区会長) | ● 長嶋 孝尚 (栄区 小菅ヶ谷地区推進員) |
| ● 鳴海 芳子 (磯子区副会長、洋光台地区会長) | ● 西村 奈留美 (南区 南永田山王台地区会長) |
| ● 萩原 元子 (港南区 下永谷地区会長) | ● 藤田 延子 (旭区 左近山地区副会長) |
| ● 三谷 たまみ (青葉区 市ヶ尾地区会長) | ● 羅 玉蓉 (中区 第4北部地区会長) |

編集
後記

本年度は、保健活動推進員の改選が行われ、各区新たなメンバーが加わり、新体制での活動が始まりました。11月に開催された全体研修会では、4年ぶりに各区の活動事例発表を聞くことができ、今後の活動の参考になりました。コロナが落ち着き、地域で様々な行事やイベントが動き出していると思いますが、これからも私たち自身の健康を大切にしながら、皆さんと力を合わせて、楽しみながら活動を続けていきたいと思っています。

(落合、石井)

自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和 7 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 7 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

（1）制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。以下の二次元バーコードよりアクセスください。



（2）令和 6 年度の変更点

・補助上限額の引上げ

近年の物価高騰等の影響を踏まえ、補助上限額を見直しました。

整備の種類	補助率	現行制度 補助限度額	引上げ後 補助限度額
新築・購入	1/2	99,000円/㎡ かつ 1,200万円	125,000円/㎡ かつ 1,500万円
特殊基礎工事	1/2	300万円	300万円
エレベータ設置工事費	1/2	300万円	300万円
増築	1/2	500万円	630万円
耐震補強工事	1/2	300万円	380万円
修繕	1/2	200万円	250万円

・補助金の「前金払い」制度を創設

より活用しやすい補助制度とするため、補助金の前金払いを可能としました。

【裏面に続きます】

4 事前申出の提出

【申込方法】各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】区役所の指定する日（令和6年7月頃の予定）

※令和7年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和7年3月末頃の予定です。

5 その他

- （1）風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。
- （2）公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- （3）自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課 担当 松永、石栗、高橋、渡邊 電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734 メール sh-jichikai@city.yokohama.jp
--

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和6年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者（※1）による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。（※2））
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断（※）に基づいて行う工事 （※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。（新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。）
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
（自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。）

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度7月頃までに、事前の申出が必要です。
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、**必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。**
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、**工事請負契約前又は売買契約締結前に**、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、**必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。**
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査（完了検査）を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他の不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50 年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30 年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24 年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく 10 年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は 10 年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者 1 人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

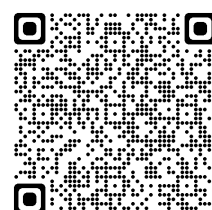
区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

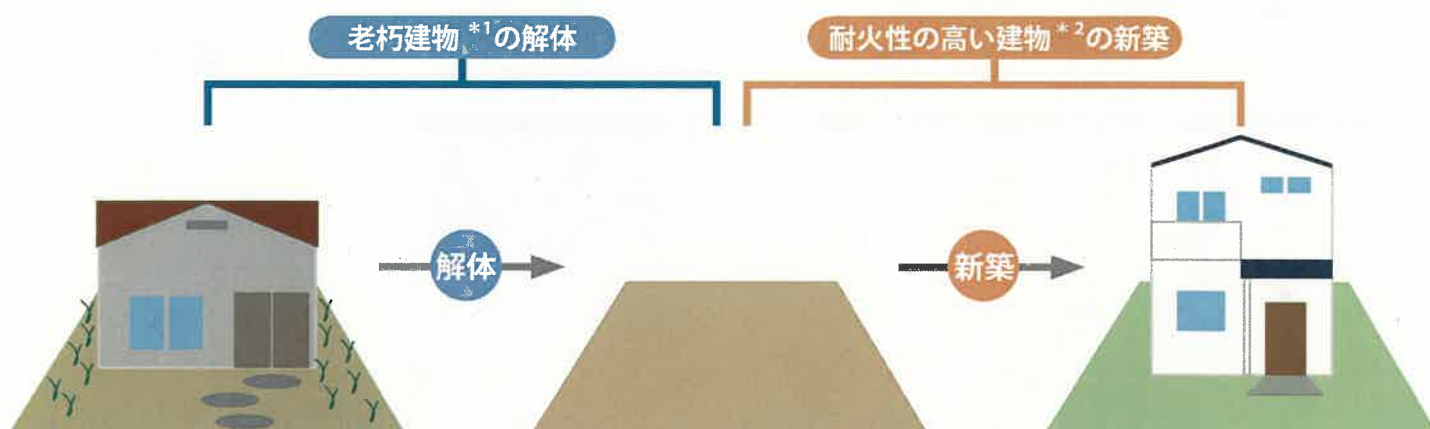
検索



建築物不燃化推進事業補助

老朽建物の解体工事や 耐火性の高い建物の新築工事に それぞれ最大**150万円**まで補助します。

補助対象地区は裏面を参照ください。



*1 老朽建物 ⇒ 昭和56年5月31日以前に建てられた建物等

*2 耐火性の高い建物 ⇒ 建築基準法で規定する耐火建築物や準耐火建築物など、建物内外の火から一定時間耐える性能がある建物

補助の対象

補助種別		老朽建物の解体	耐火性の高い建物の新築 ^{*3}
補助率	重点対策地域（不燃化推進地域）	3/4	3/4
	上記以外の補助対象地区	2/3	2/3
補助上限額 ^{*4}		150万円	150万円
主な補助要件		① 市内事業者への発注 ② 個人、自治会町内会、中小企業者 ^{*5} の所有 ③ 市税の滞納がないこと ④ 過去10年以内に横浜市の補助金等を受けていないこと	① 感震ブレーカーの設置 ② 市内事業者への発注 （重点対策地域（不燃化推進地域）の場合は除く） ③ 個人、自治会町内会、中小企業者 ^{*5} の所有 ④ 市税の滞納がないこと

*3 建築基準関係規定により耐火性能強化が義務づけられるもの（例：準防火地域における木造3階建の戸建住宅の新築など）や地震火災対策計画に基づく地震火災対策重点路線区域内の建築物の部分を除きます。

*4 延べ面積による上限金額があります。

*5 原則として、宅地建物取引業者が不動産の売買又は交換を目的として解体・新築するものを除きます。

詳しい条件は裏面お問合せ先まで

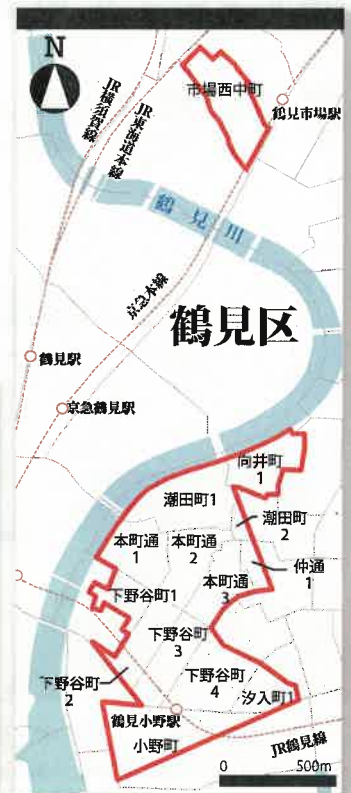
補助対象地区

(注) 下記は概ねの位置を示したものです。詳しい範囲については別途お問い合わせください。



凡例

- 補助対象地区
- 重点対策地域（不燃化推進地域）



お問合せ
横浜市都市整備局 防災まちづくり推進課
 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎29階
 電話：045-671-3595 F A X：045-663-5225

より詳しい内容は、横浜市のホームページをご覧ください。

横浜市 まちの不燃化

検索

令和5年4月発行

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金における訪問アドバイザー派遣及び 補助対象となる会館の拡大について【事業説明】

1 事業の趣旨

3月1日から申請受付を開始した自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金において、省エネ設備の導入検討の際に、建築士が会館に訪問し、設備の導入方法や工事に関するご相談をお受けしています。是非ご活用ください。

また、マンションなどの集合住宅における集会施設（会館として利用している場合）についても補助対象となるよう対象を拡大しましたので、お知らせします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

是非、当補助金の活用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供の上、是非、当補助金の活用をご検討ください。

3 建築士による訪問アドバイザー派遣の概要

省エネ設備（断熱窓や太陽光発電設備等）の導入に関して、どのような設備・工事が必要かなど、建築士が会館等を訪問し、ご相談をお受けします（予約制、無料）。

【訪問アドバイザー派遣 事前連絡先】

一般社団法人 横浜市建築士事務所協会

電 話：045-662-2711

受付時間：平日 9:00～12:00／13:00～16:30

※訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能

※事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。

※補助金の申請方法や提出書類に関するお問合せは、連絡先が異なります。横浜市住宅供給公社（045-451-7740）へお願いします。

4 補助対象となる会館の拡大

自治会町内会館の実態を踏まえ、多くの団体に補助制度をご利用いただけるよう、例えば、マンションの自治会でそのマンションの集会施設を会館として利用している場合も、補助対象としました。

【裏面に続きます】

【補助対象】

- ① 町内会等が所有する会館
- ② 会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用等し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合
- ③ **今回拡大** マンションなどの集会施設を、町内会等が活動の拠点（会館）として利用し、その集会施設の管理団体（マンション管理組合等）と合同で補助申請する場合（※）

※詳しい要件は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご確認ください。

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和6年3月1日（金）～9月30日（月）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※1	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円※2

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。
(ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る)

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 WEB ページ)

【補助対象などに関するお問合せ・申請窓口】

横浜市住宅供給公社（事務委託先）

電 話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課
担当 松永、高橋、石栗
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

お気軽にご相談ください

導入費用の 2/3 を補助します



LED 照明器具

太陽光発電設備・蓄電池

エアコン

断熱窓など

建築士が、会館を訪問し、 ご相談を伺います

費用：無料 (横浜市委託事業)

会館への訪問は、土・日・祝日も可能

[事前連絡先]

(委託先) 横浜市建築士事務所協会

045-662-2711

[受付時間: 平日 9:00~12:00 / 13:00~16:30]

【相談できる内容】

設備導入の際の工事内容、
付帯工事の有無、注意点
など

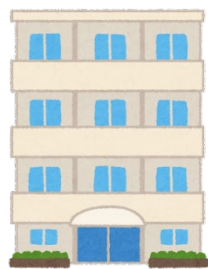
補助金の申請手続きなど 問合せ先

(委託先) 横浜市住宅供給公社

045-451-7740 [受付時間: 平日 9:00~17:00]

補助対象について
聞きたい！
申請方法がわからない…
は、こちらへ

マンションの自治会でも、ご利用できます



例えば、
マンション管理組合が管理する集会室でも、
自治会が、自治会館として利用しており、その自治会とマンション管理組合
の合同の申請をいただいた場合、補助対象とするよう対象を拡大しました。

補助対象となる会館の要件(今回拡大部分)

集合住宅、団地などの集会施設(例:マンション集会室)でも

自治会が
活動の拠点(会館)
として利用

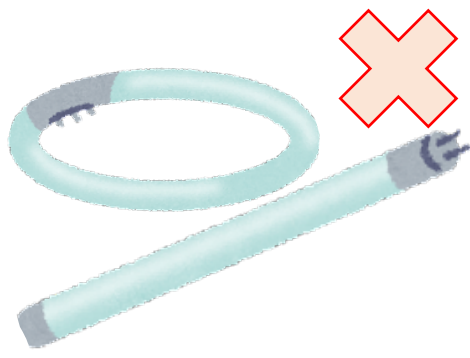
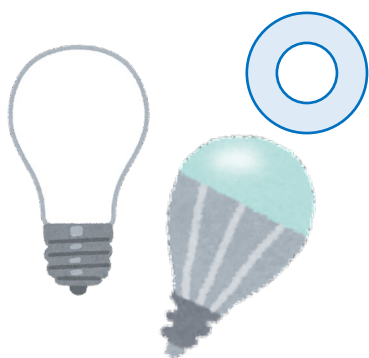
+

マンション等の住民(自治会の会員)で構成する
管理団体(マンション管理組合など)と
合同で補助申請する場合

※申請の際、自治会町内会と施設管理団体(マンション管理組合など)の設備導入に関する意思決定や、
会館としての利用状況などを確認します。

●詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

電球形 LED ランプのみの交換も、対象です



直管型や環形のランプのみ
の交換は補助対象外

※器具ごと交換する場合は
補助対象となります

ぜひ、本補助金のご活用をご検討ください

詳しくは、

横浜市 会館脱炭素

検 索



募集案内はこちら

自治会町内会加入促進用リーフレットについて【情報提供】

1 事業の趣旨

子育て世代を主に対象とした自治会町内会加入促進リーフレットを作成しました。

児童が興味を持てるような内容とし、子育て世代の皆様が手に取って読んでいただけるような内容となっています。各自治会町内会におかれては、加入促進にご活用いただきますようお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。加入促進にご活用ください。

3 リーフレットの概要

(1) リーフレット名

「シール付き 自治会町内会はどこ？」

(2) 仕様、デザイン

大きさ：A4 三つ折り

下記写真のとおり



4 その他

各区地域振興課にて在庫を用意しますので、ご利用の際は区役所あてご連絡ください。

(時期により在庫分がなくお待ちいただく場合がありますが、ご了承くださいますようお願いいたします。)

横浜市町内会連合会事務局
(横浜市市民局地域活動推進課)
担当 川口、渡邊
電話 045-671-2317/FAX 045-664-0734
sh-jichikai@city.yokohama.jp

自治会町内会の人たちは
こんな町にしたいと
思っているよ

- ・困っている人がいたら
助けてあげる町
- ・犯罪^{はんざい}が起きない町
- ・地震^{じしん}や台風^{たいふう}の時は
助け合える町



自治会町内会に
加入したほう
がいいの？

自治会町内会の活動に参加すれば
地域の人とつながりができるよ。
だから近所で助け合える人や
知り合いをつくるには、加入して
おくといいよ。

いってらっしゃい

おはよう
ございます！



自治会町内会へ加入をお考えの方は、
お住まいの区の区役所地域振興課へ
お問い合わせください。

横浜市 自治会 加入を考える

検索



／ シール付き ／

じ ち かい ちょう ない かい
自治会町内会
は
どんなところ？



横浜市町内会連合会

じ ち かい ちょう ない かい
自治会町内会は、
例えばこんな活動をしているよ

見守り活動

夜道に気をつけて
ください

気をつけて
いってらっしゃい

おまつり・運動会
シールを使って完成しよう。

おまつり・運動会

じ ち かい ちょう ない かい
自治会町内会
ってな～に？

今住んでいるところの人が集まって作る
グループだよ。自分たちの町を住みやす
くするためにいろんな活動をしているよ。

じ しん
地震がきた時のために

ぼう さい くん れん
防災訓練に向けて
の話し合い

防 災 倉

ひ じょう しょく
非常食の用意



自治会町内会活動シール

令和6年4月18日

自治会町内会長各位

神奈川区地域振興課長

令和6年度はたふり誘導講習会の参加者募集について（お知らせ）

仲春の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、神奈川区内の交通安全活動に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記講習会が横浜市道路局の主催により開催されます。

この講習会は、通学路における児童の見守り活動・はたふり誘導活動を行うために必要な知識を学べる機会となっております。参加にあたっては、区交通安全担当が参加者を取りまとめのうえ申し込みます。

つきましては、貴自治会町内会において参加を希望する方を取りまとめのうえ、添付の申込用紙にてお申し込みくださいますようお願いいたします。

1 申込期限

令和6年5月17日（金）

2 申込方法

申込用紙に御記入のうえ、郵送・Eメール・FAX・持参にてお申し込みください。

3 申込先

神奈川区役所地域振興課交通安全担当

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町 3-8

Eメール：kg-chishin@city.yokohama.jp

FAX：045-323-2502

4 その他

申込多数の場合、参加人数の調整をさせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

【問合せ】

神奈川区役所地域振興課交通安全担当 桑野、山本、太田

電話：411-7095 / FAX：323-2502

横断中

令和6年度 はたふり誘導講習会

旗の振り方

おさらい



日時・会場

※ 各会場同じ講習内容となります。

第1回

日時: 令和6年6月11日(火)
10時30分から11時45分(受付開始: 10時)
会場: 鶴見公会堂(定員: 500名)

第2回

日時: 令和6年6月14日(金)
19時00分から20時15分(受付開始: 18時30分)
会場: 横浜市開港記念会館(定員: 450名)

第3回

日時: 令和6年6月15日(土)
10時30分から11時45分(受付開始: 10時)
会場: 戸塚公会堂(定員: 500名)

申込方法

各自治会町内会で参加希望者を取りまとめ、申込用紙に必要事項を記入のうえ、郵送・Eメール・FAX・持参にてお申込みください。

申 込 先

神奈川区役所地域振興課交通安全担当
〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8
Eメール: kg-chishin@city.yokohama.jp
FAX: 045-323-2502

申込締切

令和6年5月17日(金) 必着

令和6年度はたふり誘導講習会 概要

日時・会場 ※ 各会場同じ講習内容となります。

第1回

日時: 令和6年6月11日(火)
10時30分から11時45分(受付開始: 10時)
会場: 鶴見公会堂 (鶴見区豊岡町2-1 フーガ1 6・7階)
定員: 500名

第2回

日時: 令和6年6月14日(金)
19時00分から20時15分(受付開始: 18時30分)
会場: 横浜市開港記念会館 (中区本町1-6)
定員: 450名

第3回

日時: 令和6年6月15日(土)
10時30分から11時45分(受付開始: 10時)
会場: 戸塚公会堂 (戸塚区戸塚町127戸塚センター3階)
定員: 500名

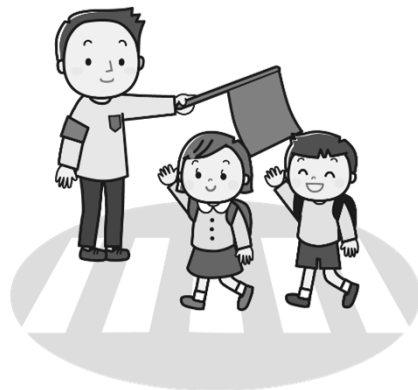
※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

対象者

通学路における児童の見守り活動・はたふり誘導活動をしている方・これから始める方、交通安全シルバーリーダー、自治会町内会の役員・交通安全担当者

講習内容

- 1 子どもの特性や事故の特徴
- 2 はたふり誘導の方法・注意点
- 3 はたふり誘導の実演



申込方法

各自治会町内会で参加希望者を取りまとめ、申込用紙に必要事項を記入のうえ、郵送・Eメール・FAX・持参にてお申込みください。

申込締切

令和6年5月17日(金) 必着

申込・問合せ先

神奈川区役所地域振興課交通安全担当
〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8
TEL: 045-411-7095 / FAX: 045-323-2502
Eメール: kg-chishin@city.yokohama.jp

横浜市からのお知らせ

通学路のはたふり誘導動画 公開中！

横浜市では、地域ではたふり誘導活動にご活用いただけるよう、「はたふり誘導動画」を公開しています。通学する子どもたちを安全に誘導するために、横断旗の使い方などを動画にまとめました。活動前の振り返りなどに、ぜひご活用ください！

動画はこちら



令和6年度はたふり誘導講習会 参加申込書

自治会町内会名

フリガナ 氏 名	電話番号	希望する会場 (☑してください。)	☑してください。
	()	☐ 鶴見公会堂(6/11) ☐ 開港記念会館(6/14) ☐ 戸塚公会堂(6/15)	☐ 自治会町内会(役員・交通安全担当) ☐ シルバーリーダー ☐ 学援隊 ☐ その他(個人)
	()	☐ 鶴見公会堂(6/11) ☐ 開港記念会館(6/14) ☐ 戸塚公会堂(6/15)	☐ 自治会町内会(役員・交通安全担当) ☐ シルバーリーダー ☐ 学援隊 ☐ その他(個人)
	()	☐ 鶴見公会堂(6/11) ☐ 開港記念会館(6/14) ☐ 戸塚公会堂(6/15)	☐ 自治会町内会(役員・交通安全担当) ☐ シルバーリーダー ☐ 学援隊 ☐ その他(個人)
	()	☐ 鶴見公会堂(6/11) ☐ 開港記念会館(6/14) ☐ 戸塚公会堂(6/15)	☐ 自治会町内会(役員・交通安全担当) ☐ シルバーリーダー ☐ 学援隊 ☐ その他(個人)
	()	☐ 鶴見公会堂(6/11) ☐ 開港記念会館(6/14) ☐ 戸塚公会堂(6/15)	☐ 自治会町内会(役員・交通安全担当) ☐ シルバーリーダー ☐ 学援隊 ☐ その他(個人)

※電話番号は、講習会の開催に関する連絡に限り使用させていただきます。

自治会町内会で取りまとめのうえ、地域振興課交通安全担当まで郵送・Eメール・FAX・持参にてお申し込みください。

【申込期限】

令和6年5月17日(金)必着

【申込・問合せ先】

神奈川区役所地域振興課交通安全担当

〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8

電話:411-7095 / FAX:323-2502

Eメール: kg-chishin@city.yokohama.jp

令和6年4月18日

神奈川区スポーツ協会
賛 助 会 員 各 位

神奈川区スポーツ協会
会 長 志 村 昌 佐

令和6年度神奈川区スポーツ協会総会の開催について（御案内）

時下 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素から当協会事業の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記総会を次のとおり開催いたします。

つきましては、御多忙中とは存じますが、万障お繰り合わせのうえ御出席くださいますようお願いいたします。

なお、当日の出欠についての御連絡は不要です。

1 日時：令和6年5月20日（月）午後7時から

2 会場：神奈川区役所本館5階大会議室

3 表彰：令和5年度横浜スポーツ普及功労賞表彰者

清水 賢一 様 （神奈川区バドミントン協会）

小川 猛 様 （神奈川区剣道連盟）

青木 良二 様 （神奈川区スポーツ推進委員連絡協議会）

4 議題：(1) 令和5年度 事業報告について

(2) 令和5年度 一般会計・特別会計決算及び会計監査報告について

(3) 神奈川区スポーツ協会会則の一部改正について

(4) 令和6年度 事業計画（案）について

(5) 令和6年度 一般会計・特別会計予算（案）について

※当日は駐車場の用意はありませんので、お車での御来場は御遠慮ください。

御協力お願い申し上げます。

神奈川区スポーツ協会事務局

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8

神奈川区役所地域振興課 担当：宮本

TEL 411-7093 / FAX 323-2502

E-mail : kg-supokyo@city.yokohama.jp